

貸付金の消滅処理で法人側に源泉税が発生 課税リスクの説明不足で 税理士側に損害賠償命令

税理士法人が提案した会計処理が原因で税務当局から源泉税の納付を求められたとして、医療法人（原告）が税理士法人（被告）を訴えていた税賠訴訟で東京地裁（畠山稔裁判長）は2月20日、原告の請求を一部認め、税理士法人に対して1,000万円の賠償を命じる判決を言い渡した。裁判所は、医療法人がその理事長に対して有する貸付金を消滅させる会計処理を提案した税理士法人について、その会計処理から生じる課税リスク（源泉税の発生）の説明を怠った点に債務不履行があると判断した。税理士が顧問先に会計処理を提案する場合、その会計処理から生じる課税リスクを説明することは必須であるといえる。

税務当局の更正処分は予見可能、税理士法人に債務不履行あり

役員貸付金が「特定医療法人」承認の障害に

医療法人の法人税率は、通常法人と同様に25.5%とされているが、「特定医療法人」として承認された場合は、19%の軽減税率が適用される。ただ、特定医療法人として承認されるためには、国税庁長官の承認を受けなければならない（措法67条の2①）。また、承認を受けるためには、「役員等またはその親族等に対し特別の利益を与えないこと（措令39条の25①）」などの要件を満たす必要がある。そのため、医療法人が役員等に対し

て貸付金を有していることが、特定医療法人の承認を受けるに当たって障害となるケースがあるようだ。

今回の事案の医療法人（原告法人）は、その理事長に対して貸付金を有していた。この貸付金は、理事長が運営していた個人病院を法人化する際に、資産と負債の差額が約6億円であったことから、同額が原告法人の理事長に対する長期貸付金として計上されていた。

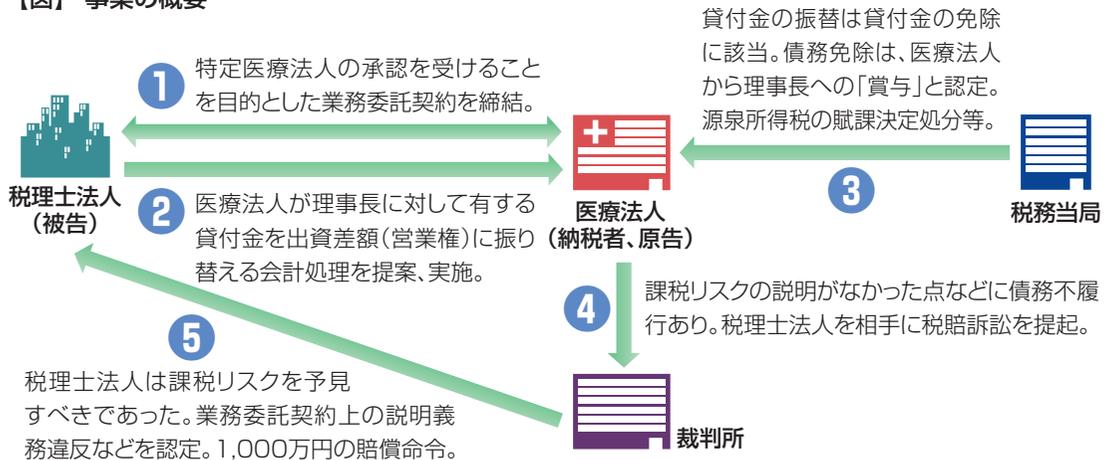
営業権に振り替えることで貸付金を消滅

特定医療法人となることについての検討を

理事長に対する債務免除益は「給与所得」に該当

今回の事案で税務当局は、原告法人が理事長に対する長期貸付金を出資差額（営業権）に振り替える処理により理事長が受けた経済的利益は「給与所得」（賞与）に該当すると判断していた。これを不服とする理事長は、審査請求において経済的利益は「一時所得」に該当すると主張。しかし、審判所は、理事長は原告法人の役員であり、その経済的利益の供与が理事長の立場を離れてまったく無関係にされたという特段の事情は認められないため、役員としての労務または役務の対価として、「給与所得」に該当すると判断している。

【図】 事案の概要



開始した原告法人は、税理士法人(被告)との間で特定医療法人の承認を受けることを目的とした業務委託契約を締結した。

税理士法人は、長期貸付金は理事長が運営していた個人病院から営業譲渡を受けた際に生じたものであり、その性質は営業権であると考え、長期貸付金を「出資差額」(営業権)に振り替える方法により処理することを提案した。原告法人は、この提案を受け入れたうえで、税理士法人を代理人として、国税庁長官に対して特定医療法人の申請に先立つ事前審査の申し込みを行った。

ところが、税務当局は、特定医療法人の申請を承認することは困難であると判断した。また、原告法人が長期貸付金を出資差額に振り替えた会計処理について、原告法人が理事長に対して有していた貸付金の免除にあたりと判断。債務免除は原告法人から理事長への「賞与」に当たるとして、原告法人に対して源泉所得税の賦課決定処分等を行っていた。

この賦課決定処分等について原告法人は、税理士法人が課税リスクを説明しなかった点などに業務委任契約上の債務不履行があると、税理士法人に対して損害賠償を求める

税賠訴訟を提起していた。

税理士法人に対して1,000万円の賠償命令

原告法人の訴えに対して裁判所は、税理士が一定の会計処理を行うことをアドバイスする場合には、委任者が会計処理から生じる課税リスクの存在を認識できるようにする義務を負い、この説明を怠った場合には債務不履行責任を負うとする判断の枠組みを示した。

本件については、長期貸付金を出資差額に振り替えるという会計処理に対して税務当局が、原告法人が理事長の債務を免除したものであり、理事長がこれによって利益を得たと判断して課税処分を課すことは十分にあり得ると指摘。この課税リスクは、税理士法人において予見することができ、かつ予見すべきであったから、業務委任契約上の義務として、原告法人に対して説明すべき義務を負っていたと認定した。

そのうえで、原告法人に対して課税リスクの説明を怠った点について、税理士法人に債務不履行(説明義務違反)があったと指摘し、1,000万円の損害賠償を命じる判決を言い渡している。なお、本件は、現在東京高裁に係属している。